

兵庫県公報

令和7年3月31日 月曜日 第11号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

規則

ページ

- 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する
事務を定める規則の一部を改正する規則（建築指導課）…………… 2

公布された法令のあらまし

◎知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部を改正する規則（規則第19号）

宅地造成等規制法の一部改正により、知事は宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を指定し、これらの区域内で行う宅地造成又は特定盛土等を許可の対象とすること等に伴い、当該許可を受けた工事を中止等する場合において知事に提出される書類の受理に関する事務を加古川市等が処理することとする等、所要の整備を行うこととした。

規則

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第19号

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則（平成12年兵庫県規則第10号）の一部を次のように改正する。

本則の表22の項中「本則の表40の部(1)の項ヌ」を「本則の表40の部(1)の項アニ」に改め、同項事務の欄及び同表23の項事務の欄を次のように改める。

宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等工事の規制等に関する規則（昭和37年兵庫県規則第40号。24の項において「宅地造成等工事規則」という。）第9条第2項から第4項までの規定による届出の受理に関する事務
宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第21条第1項、第3項若しくは第4項若しくは第40条第1項、第3項若しくは第4項又は宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）第7条、第37条、第40条、第43条、第46条、第48条、第58条、第61条、第63条、第67条、第70条、第73条、第76条若しくは第78条の規定により知事に提出される書類の受理に関する事務

本則の表24の項中「宅地造成工事規則第5条第1項、第6条第3項又は第7条」を「宅地造成等工事規則第8条第1項若しくは第2項又は第9条」に改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和7年4月1日から施行する。
（経過措置）
- この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項の規定による許可を受けた者に係る事務については、この規則による改正後の知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則本則の表22の項から24の項までの規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 施行日前にこの規則による改正前の知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則本則の表22の項の右欄に掲げる事務に係る宅地造成工事規制区域内における宅地造成工事の規制に関する規則等の一部を改正する規則（令和5年兵庫県規則第27号）附則第3項の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の宅地造成工事規制区域内における宅地造成工事の規制に関する規則（昭和37年兵庫県規則第40号。以下「改正前の宅地造成工事規則」という。）の規定により伊丹市長がした通知その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に改正前の宅地造成工事規則の規定により伊丹市長に対してなされた届出は、施行日以後における改正前の宅地造成工事規則の規定の適用については、知事がした通知その他の行為又は知事に対してなされた届出とみなす。